

Title	ロンドン法律街略史(上)
Sub Title	
Author	峯岸, 治三(Minegishi, Haruzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.12, No.1 (1933. 4) ,p.15- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330400-0015">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330400-0015</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ロンドン法律街略史 (上)

峯 岸 治 三

一

各國の法學教育は夫々その特徴を有するものであるが、就中イギリスのそれは最も特異性を具備するものである。その可否は暫らく論外とし、古い傳統裏に生成せられたところに、その獨特の立場と基底とを發見することが出来る。イギリスの法學乃至法學教育を獨占するものは大學ではない。ケンブリッジやオックスフォードも法學乃至法學教育に對しては終局的決定的地歩を占むるものではない。然らば何がかゝる地位を占めて居るのであるか。それは云ふまでもなく Inns of Court である。

Inns of Court は Middle Temple, Inner Temple, Gray's Inn 及び Lincoln's Inn の四ツから成立してゐることは周知の事實であるが、かゝる名稱からして既に現代的感じのしないものである。そこで、Middle Temple と Inner Temple とは Fleet Street と Thames Embankment との中間に位し、Lincoln's

Inn 25 Chancery Lane と Lincoln's Inn Fields との間に在り、Gray's Inn 25 High Holborn の彼方 Gray's Inn Road と Jockey's Fields との中間にその位置を占めてをるのであるが、是等は皆何れも所謂 City of London の内若くはその疆界に程近い所に在るのであつて、この地方は一般にロンドンの法律街 (legal quarter of London) と呼ばれてをるのである。然らば何故にかゝる地方に法律街が發達するに至つたかに付ては、City of London (以下單にロンドンと稱す) それ自體から考察の歩を進めねばならぬ。私は以下に於て W. Blak's Odgers が一九一二年四月二十二日(月曜日)ミドルテンブル・ホールで爲した講演を基礎として法律街の史的發達の跡を辿ることとする。従つて、私が依據したものは Six Lectures on The Inns of Court and of Chancery, 1912 がその主なるものであつて、The Inns of Court and Chancery, 1895, by W. J. Loftie も多少參照したことを豫めお断りして讀者の御諒察を乞ふ次第である。

## 二

ロンドンが何時頃成立するに至つたか、その起源に付ては種々論議の存するところであるが、少くともシーザーが紀元前五五年にブリテンに侵入した頃、或は又紀元四三年にローマが再度ブリテンを占領した時代には、未だロンドンは存在せぬものと云ふべきである。従つて、ロンドンの成立はその以後な

りと云はねばならぬ。四世紀頃には現在のロンドンが位置してをるところはローマの植民地であつたことは疑を容れぬところであるが、その當時に於ては現今の Ludgate Hill あたりにはたゞ兵舎が存在するのみで居住する者は單に兵士と從軍者に過ぎぬ有様であつた。ところが、その後商業の發達するに伴ひ商人、行商人その他の非戦闘員なども漸次渡來するやうになつて、こゝにロンドンは漸く擴大し植民地としての實質を備へるに至つたものである。かくして、三四〇年頃には自治都市の形態を備へるやうになり、三五〇年から三七〇年の間に於てかの有名なるローマン・ウォール (Roman Wall) が完成せられたのである。この城壁の建築者が何人なるかは明確に知られてをらぬところであるが、恐らく Balbus であらうと云はれてをるのであるが、それは兎に角として、この城壁はロンドン史上最も重要なものなることを注意せねばならぬ。而して、この城壁が築かれた時代のロンドンは現在よりもその地表が遙かに低下してをつたのであるから、地下からこの城壁の一部は發見せられたものである。

四一〇年ローマ人はブリテンを去つた。しかし乍ら、ロンドンはそのまゝ堅固な要塞地として残つてをり、サクソン人の侵入に對しても力強く抵抗し、その城壁はロンドンをして難攻不落の地たらしめたのであつた。けれども、六世紀に至つてサクソン人は遂にロンドンを支配するやうになつたのであるが、之また八三九年にはデーン人に追はれ、ロンドンはこの三度その主を變へることゝなつたのである。ところが、このデーン人は總てのものを破壊した。即ち、從來の建物は固より城壁に至るまで總てを破

壞することに努力したと云ふ有様であるから、ロンドンに全くの荒廢地と化し、人々も次第に立去る状態となつた。かくの如くして、ローマ人に依つて建設せられたロンドンもこゝに一時中斷せらるゝことになつたのであるから、現在のロンドンに之をローマの自治都市の直接承繼者なりと云ふことを得ないのである。

アルフレッド大王(八四九年—九〇一年)(治世八七一年—九〇一年)はロンドンの軍事上及び商業上の重要性を洞察し、八八六年人々をロンドンに居住せしめ再び城壁を築き、以て往古ローマ植民地の跡に新たに都市を再現せしむるに至つたのである。しかし乍ら、こゝに注意を要すべきことは、この場合に於けるロンドンの組織は自治都市と云はんより寧ろ州若くは縣 (County) とせられたることである。かくの如くして、アルフレッド大王は各方面の人々を觀迎したから、各種の民族例へばサクソン、デーン等の諸種の民族も集る者多く、ノーマンもその征服以前既にロンドンに定住する者があつたと云ふ有様である。その後ノーマンディー公ウイリアム即ちウリアム征服王がイギリスを征服するに至り、彼はロンドンとの間に平和を保持することに鋭意努力したのであつた。そこで、William, Bishop, Gosfrith 及びロンドン市民に對し書簡を送つた。この書簡は現在ギルドホールの記録保存所に保管せられてをるのであるが、この書簡に依つて、ウリアム王はエドワード王 (Edward the Confessor) 時代に於けるが如く總てを法律的 (Law-worthy) に處理することを約し、更に又サクソンの慣習に従ひ總ての子は父の相續人たることを認め、又濫に何

人と雖も他人に對し、不法の行爲を加へることを得しめぬやうに爲すことを約したのである。その後、イギリスの覇權を争へる者の鬭争に對してはロンドンに常に機會を鋭敏に洞察して、勝利者側に左袒すると云ふ有様で、之に依つてロndonは遂に自己固有の裁判所を有するの特權、自ら自己の市長(Mayor)執行吏(Bailiff)等を選擧するの特權、及び租税を一定金額に定めて納入するの特權等を獲得するに至つたものである。ヘンリー一世はロンドンに對しその昔からの裁判所を、法律上の機關として承認するの勅許狀を附與することゝした。而して、ヘンリー二世の時代に至つては所謂エクステナー廷(King's Court of Exchequer)は少くともその開廷の半は之をロンドンに於て行ふことになり、ロンドンに於て一般の人々の間に生ずる争訟事件をさへ裁判することが屢々あるやうになつたのである。かくして又、一方に於てはロンドンの商業も漸次發展して行き人口も次第に増加すると云ふ状態であつたが、しかしなほ數世紀間はローマン・ウォールの内にはなほ多くの人々を收容する餘地は十分に存在してゐたのであるから、その當時のロndonは小規模ではあつたが比較的人口稠密し、纏りのついたしかも市政の當を得た都市であつたと云ふことが出来る。

こゝに注意を要する點は、ロndonは行政の目的上に於ては決してMiddlesex州には屬してゐなかつたことである。従つて同地方の裁判所の管轄權からは獨立してゐたものと云はねばならぬ。ところが、ヘンリー二世は一〇一一年に至り、ロndonにMiddlesex州を與へたのでロndonは之に對し地代を

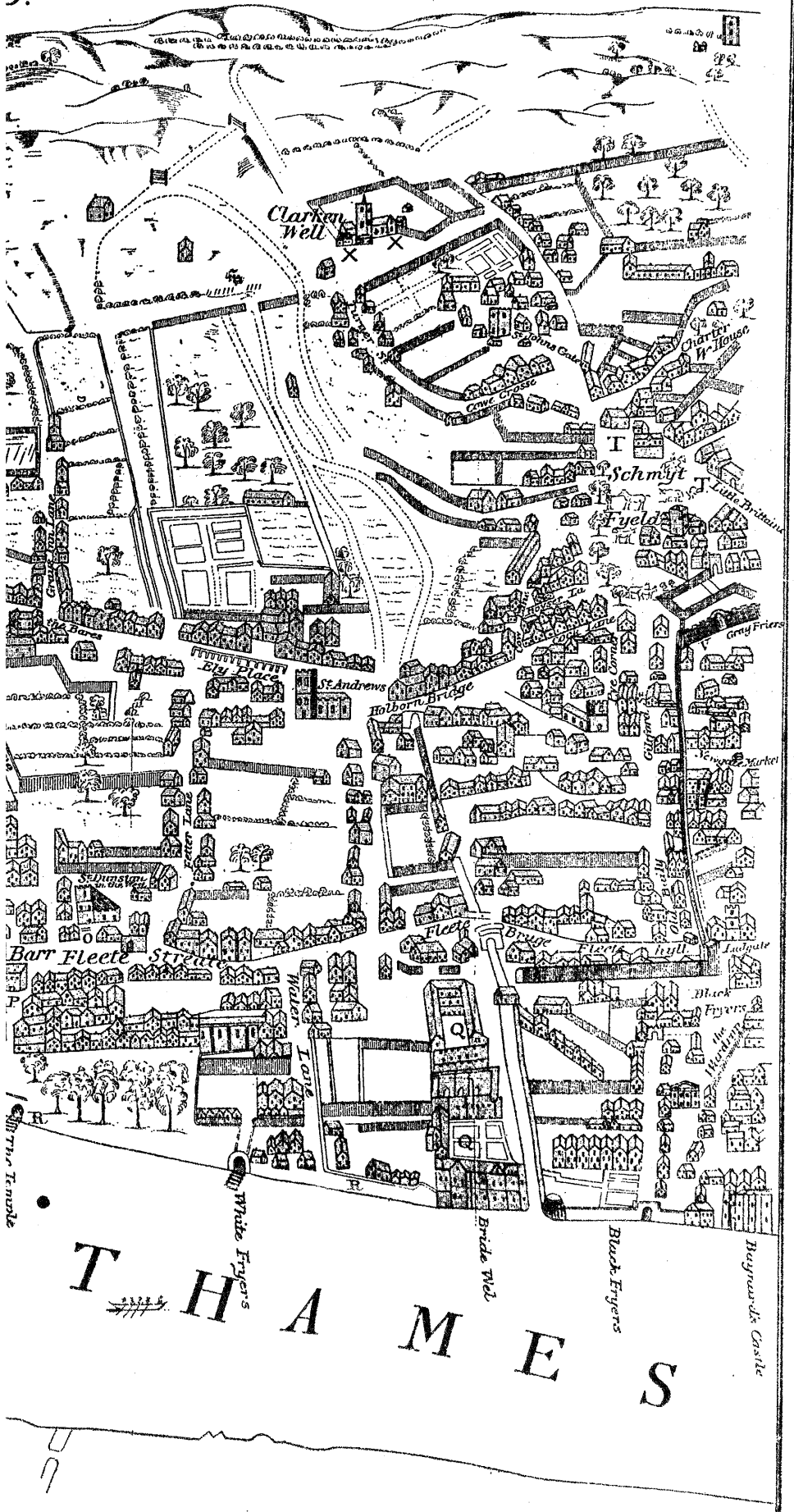
支拂ふ (to form) こととなり、又之と同時に Middlesex 州に對する執行官 (Sheriff) をも任命するの權利をも附與せられたのである。こゝに於て、Middlesex 州はロンドンに從屬することとなり、ロンドン は同州に對する地代として三百磅を國王に支拂ふこととなつたのである。執行官任命權は一八八八年に至るまで之を有してゐた。

## 三

吾々は更に進んで現在の所謂法律街と稱せらるゝ地方に付き考察して見るに、この地方はローマン・ウォールの西部約一哩の間に亘つてゐたもので、そこは數世紀間主として法律家が出入してゐたところである。ローマンの時代には修道士はこの地方を "territory abbat Fleetam" (フリート川彼岸の地域) と呼んでゐたのであつた。この地方はテムズ川に最も近接してをつて、ローマン・ウォールが築かれた當時は未だ沼地に過ぎなかつたから、潮の干満があつたものと云はれてゐる。所謂フリート小流 (the Fleet brook) ば三五〇年頃に於ては滿潮時には相當川幅も廣く數世紀間ロンドンの西部を守護する役を演じてをつたのであるが、後にはフリートの溝 (the Fleet ditch) と呼ばるゝやうな小さいものになり、現在では遂に Harringdon Street の下水に閉込められてしまつた有様である。

このフリート小流の西部に近接しテムズ川に沿ふた地方は、ローマ又はサクソンの時代に於ては多く

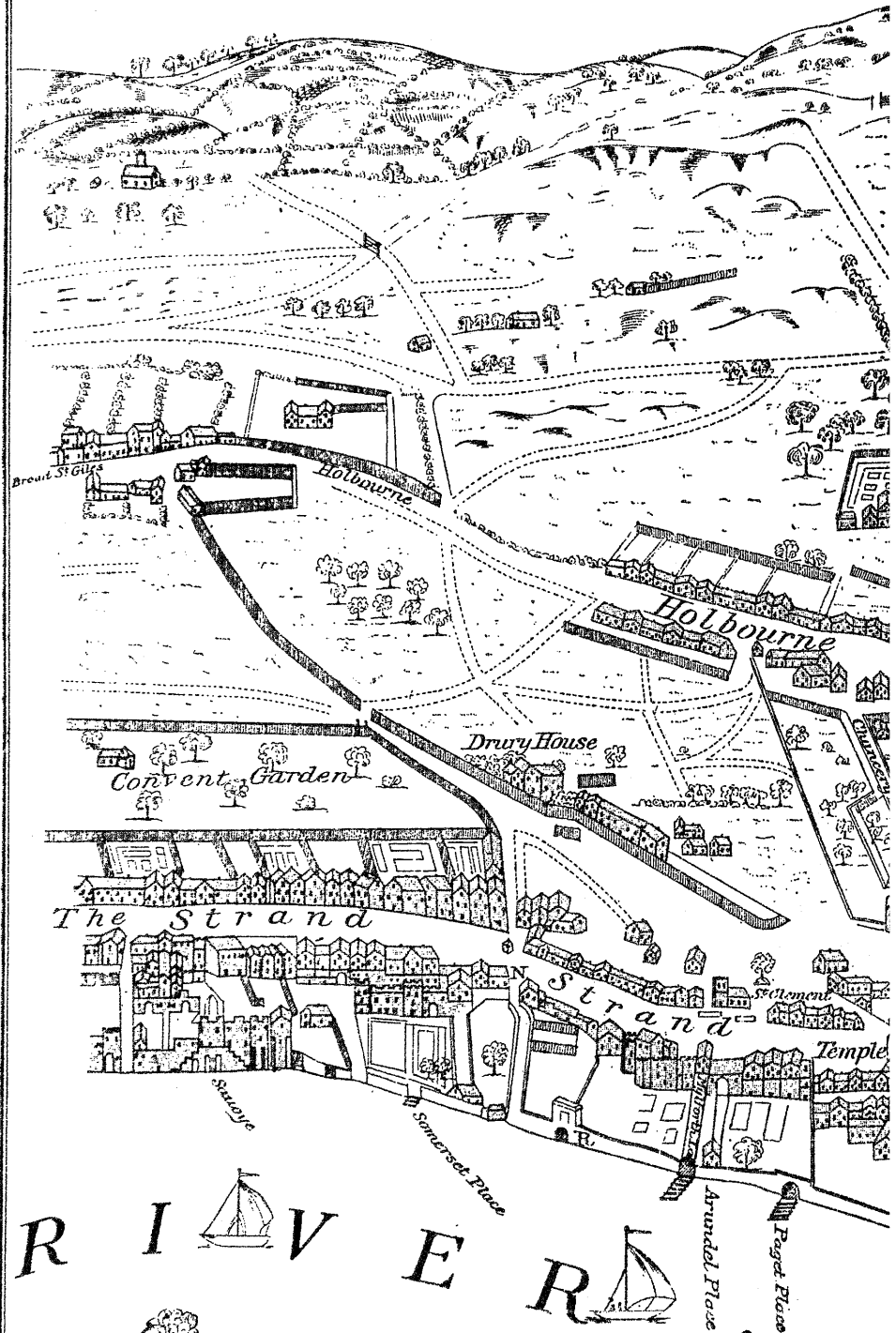
1  
3.





# THE LEGAL QUARTER OF LONDON

*in the Reign of QUEEN ELIZABETH, 156*



- N Strand Bridge
- O St. Dunstons
- P Temple Gate
- Q Bridewell Palace
- R Walls along the River
- S Snow Hill
- T Smithfield
- V City Walls
- W Charter House
- X Clurken Well

の入江や小流があつたのであるが、この邊一帶の沼地から後に至つて次第に草原が生れて來たのである。かゝる事實は今なほこの邊の地名で之を窺知することを得るのである。即ち例へば、Bridewell, Water Lane, Milford Lane, Aldwych の如きがそれである。ブリテンに侵入したスカンディナヴィア人は彼等自身を vikings と稱してをつたのであるが、之は vikings 即ち武力に依る王と云ふ意味に解すべきではなくして、vikings 即ち入江又はフィヨルドの子と云ふ意味に解すべきである。そこで、この wych は即ち入江を意味するもので、Greenwich, Woolwich, Ipswich, Harwich 等は總て之と同系の語である。タイバーン (the Tyburn) とフリートの兩流の中間に位して嘗ては相當の流を爲してテムズ川に注いでゐた無名の一流があつた。その源は St. Giles 寺院の近傍に發し前示の草原を横斷して南東に向ひ後の St. Clement Danes 寺院方面に流れてゐたのであるが、之が最近まで Wych Street として知られてゐた場所に達する前に Old Wych と稱する一小流に合してゐたのである。而して、この合流地點の近傍にその後に至つて風車と淺流 (ford) が出來たのであるが、之が即ち Milford Lane の北端部である。Old Wych は曲折してテムズ川に注いでゐたのであるが、それは丁度 Essex Street の南端部に當るところで Sir George Rose の時代にはそこに解があつたのである。次に又現在の Wellington Street と Strand と交叉してゐる地點の邊に Strand Bridge があつたのであるから、こゝにも一つの流が存在してゐたことは疑を容れぬところである。かくの如く考察し來るときは、所謂 territory and fiefdom の

南部はその初めは沼地であつたことは推察するに難からざるところであるから、この地方はまたロンドンの沼地(London Fen)と呼ばれるところがあるのである。

Old Wych の北東に位して Fickett's Field と呼ばれた一つの草原があつたのであるが、この地方は可成美しい草原であつて、その地形は徐々に上つて遂に Holborn Hill に至るものであつた。しかし乍ら、ローマ及びサクソンの時代にはフリート小流の西部には別段人々は居住してゐなかつたのであるから人家は勿論存在することなく、従つて又 Fleet Street や Strand などは未だ存在するに至らなかつたことも云ふ迄もない。この時代に於ては Holborn の南部には何等道路はなかつたもので、 Ludgate Hill のところにはローマン・ウォールの門は存在してゐなかつた。蓋し、この時代に於ては Ludgate Hill の方面には門を必要としなかつたのである。何となれば、フリート小流はその幅に於ても相當廣く、しかも橋梁も無かつたからである。ローマ人がブリテンを去つて以來、八〇〇年間ロンドンの西部に於てローマン・ウォールに存した唯一の門は New Gate (現在の Newgate の近傍)のみであつた。そこで、之に關聯して考察することを要するのは所謂ローマ浴場(Roman bath)のことである。之は Strand の南側に於て發見せられたものであるが、ローマ人はこの浴場に來る爲めには迂回した道に依らねばならなかつた。當時は Ludgate が存在してゐなかつたこと右に述べた如くであるから、New Gate から出て、フリート小流に至り、之を渡つて Holborn Hill に出で、更に之を下つて草原を横斷し浴場

に到達すると云ふ順序であつた。

以上の如き状態はサクソン時代及び十二世紀の初葉に至るまで之を持續して來たのであるが、ノーマン征服の百餘年前の時代に Westminster に寺院 (abbey) が發見せられ、征服後間もなく國王はこゝに宮殿を有するに至つた。ところで右のウエストミンスターからロンドンに至るには兩者間の一大水路となつてゐたテムズ川に依るのが最も便利とせられたのであらうが、若し陸路を撰ぶとしたら先づ Charing を過ぎつてをる道路に依り、更に北上しオックスフォードから來る道と交叉してをる地點まで進み、更に又 Holborn に沿ふて進み New Gate からロンドンに入ることになるのである。蓋し、この當時に於ては Strand も Fleet Street も未だ無かつた時代であるからである。

次に、ヘンリー一世時代に於ては人々は餘りローマン・ウォール外に居住することを敢てしなかつた。何となれば、この時代にはまだ多くの餘地がローマン・ウォール内に存してゐたから格別ローマン・ウォール外に居住するの必要を認められなかつたので、殊更にローマン・ウォール外の危険地域に居住する者は無かつたのである。しかし、それでもローマン・ウォール外に居住する者は絶無であつたと云ふ譯ではなかつた。従つて是等ローマン・ウォール外の居住者は既存の道路を中心としてその近傍に居を構へる者、又ローマン・ウォールの門 (City Gate) に程遠からぬ地點に居を下する者があると云ふ有様であつた。そこで、Holborn の兩側には多くの人家がたちその丘上に至るまで殆んど人家が連ると云ふ状態であつた。

あつたのであるが、之はテムズ川の近傍に市街らしいものが認められるやうになる以前既に百年間に互る現象であつた。しかし、丘上の平地には未だ何等の建物も認められなかつた。而して、現今の Gray's Inn の在るところなどは（この地方は Manor of Portpool と呼ばれてゐた）、この當時たゞ風車と禮拜堂(Chantry)とのみ在つたばかりで他に何も無かつた。この禮拜堂に奉仕した牧師は St. Bartholomew the Great 寺院 (Smithfield に在つた) から來て居たのであつたが、Portpool の如き人家絶えて無き地方には敢て泊る勇氣はなく、夜毎に歸つて行つたと云ふことである。

十一世紀及び十二世紀の頃に於て、テムズ川の一部及びフリート小流に對し、堤防を築き上げることに成功した。そこで、今迄在つた多くの沼地が草原と化し、しかもその草原が非常に美麗であつたので人々の心を引附けたのである。かゝる誘因に依つてローマン・ウール外の居住者も漸次その數を増加したのであるが、是等居住者の大多數は僧職に在る者ばかりであつた。何となれば、教會又は修道院は一般私人の住家に比すると強盜その他の盜難にかゝる虞は少く、しかも僧職に身を置く者はその職掌の神聖なることゝ、彼等は概して富裕の者に非ずと云ふ兩原因が相俟つて、彼等に對し一般私人よりも安堵してローマン・ウール外に居住するの勇氣を與へた譯である。St. Bride, St. Dunstan の兩寺院がフリート小流の西部に建設せられ、一一一五年には St. Paul 寺院の借地人が四人フリート川彼岸に居住しそのうちの一人は馬具商を營んでをつたことが明瞭となつてゐる。かくの如く、ローマン・ウール外

に教會が出来るやうになつたから、ロンドンの人々は是等教會に行つたり右馬具商を訪れたりする爲めには、そこに道路の必要が感せられたに相違ない。之即ち現在のフリート・ストリートの起源に外ならぬのである。而して、一一一八年には所謂「フリート川彼岸の地域」に歴史上注目すべき出来事が起つた。これ Knight Templars が Holborn に定住するに至つた事實であるが、之に付ては後に述べることにしたい。

一一五〇年頃に至つてローマン・ウォールに新しい門が開かれた。これが即ち Lud Gate である。而して、現在の Ludgate Circus のところにフリート小流に對し一つの橋梁がかけられたに相違ない。この Lud Gate と云ふ語はアングロ・サクソンの Indgato から由來したものであつて、裏門と云ふ意味を有する語である。従つて、Lud Gate は傳説上のブリテンの王 Lud とは何等の關係を有するものではないのであるから、Lud 王の名に因んだものと解するの説は誤である。

ロンドンとウエストミンスター寺院との間には Holborn 南部に於て相互の疆界線に付き紛争が數世紀間の久しきに亘つて繼續したのであつたが、ヘンリー二世の時代即ち一一八三年頃に於て、この紛争は解決せられ兩者間の疆界線は明瞭となつたもので、今日に於ても之に従つてをるのであるが、その疆界線は大體に於てフリート小流と Old Wych の兩者間の高地の中央に沿ふてをるのである。即ち先づ Now Gate を起點としフリート小流を横斷し Holborn Hill に至るものであり、又 Holborn Barres に

沿ひそれより眞南に下つて後日 Temple Bar のあるところに至るものである。最初この Temple Bar のところにはロンドンの新しい入口を守るものとしては二本の柱と之を連絡する鎖としかかなかつたのであるが、一三〇一年頃には之を Barra Novi Templi と稱してゐたのである。ところが、その後石門が建築せらるゝやうになつたのであるが、之はまだ所謂 Temple Bar ではなく一六七二年に Sir Christopher Wren が建てたもので一八七九年に至り取除かれてしまつたものである。ロンドンとウェストミンスターとの疆界線は更に南下して現在の New Court の邊を過ぎ所謂 Ruth Pinch's fountain の傍を進んで Garden Court を通りミッドル・テンプル圖書館の一部を掠めて丁度ミッドル・テンプル庭園の欄柵上に在るヴィクトリア女王記念碑(所謂 The Griffin)の邊でテムズ・エンバנקメントに合するものである。この疆界線に沿ふて一種の要塞が築かれたのであるが、之は勿論ローマン・ウォール程堅固ではなかつた。ローマン・ウォールとの對照上之をニュー・ウォールと呼ぶ。ニュー・ウォールとローマン・ウォールとの中間區域はロンドンの郊外として取扱はれてをたつたのであるが、一二三三年始めてロンドンの行政的區劃の一部を爲すことが明示的に宣言せられたのである。而して、最初新たにロンドンに編入せられたこの地方を ward of Holborn and Fleet Street と稱したのであるが、後に至つて ward of Farringdon と呼ばれるやうになつた。かくして Middle Temple, Inner Temple, Staple Inn, Barnard's Inn, Thavie's Inn, Clifford's Inn, Serjeants' Inns 等がロンドン即ちシティ内にあることとなつたので

あるが、Lincoln's Inn, Gray's Inn, Clement's Inn, New Inn 等はシタイー外に在つたのである。次にエリザベス時代の初葉に付て考察して見るに、フリート小流はこの時代依然として存在し、フリートの丘 (Hlaete hyll) の麓に橋梁あり Ludgate, Strand Bridge 等も昔と同じやうに存在してゐたのである。ところが、Old Wyeh は既に存在を失ひ Milford Lane も往時の如き彎曲せるものはその影を潜め、その代りに眞直な Mylforth Lane となつてゐる。而して、ミッドル・テンプルにはホールが建築された(勿論現在のではない)。之はかの有名な Plowden が一五六二年に建築を起し一五七一年に完了したものである。リンコンズ・インの北部には何等の建物も無くグレイズ・インにはたゞ二つの小さい建物があつたばかりである。之は恐らく舊ホールと禮拜堂とであつたのであらう。なほエリザベス女王がペーコンを随へて歩いたと云ふ歩道 (Gray's Inn walks) もあり、又今日 Lincoln's Inn Fields と呼ばれてゐる野原 (open common) もあつたのである。更に西方には庭園がありそこに尼寺 (convent) があつた。今日の所謂 Covent Garden の地方に相當するものであるが、當時は Convent Garden と稱してゐた。なほ又北方の草原には Clerkenwell の St. John 寺院あり、この Clerkenwell はホスピタル武士團員 (Knight Hospitallers of St. John of Jerusalem) が居住の地と定めたところである。而してその北方に更に一つの教會があつたが、それは恐らく今日の Islington 地方にあつたものであらうとせらるゝのである。それより北方には何物もなく、遙か彼方には Highgate や Hampstead の丘陵が横はつてゐた



と云ふ有様であつた。

## 四

ソロモン神殿の武士即ち聖地武士 (Knight Templars; Knights of Holy Sepulchre at Jerusalem; the soldiers of Jesus Christ of the Temple of Solomon) が初めてイギリスに來たのは一一一八年のことであつたのは既に一言したところである。是等聖地武士は聖地特に聖墓を守護するためには清貧に安んじ貞節を重んじ従順の美德を養ふべきことを祈誓しなければならぬ。そこで、この武士達は一面に於ては軍人であり他面に於ては僧侶であつたから、ローマン・ウール外に居住することを意としなかつたのである。こゝに於て彼等は後の Staple Inn 及び Chancery Lane 北端部の中間 Holborn の南側に當る空曠たる地方にその居を卜したのである。こゝに彼等はホールと圓形の禮拜堂とを建てた。而して彼等が聖墓に捧げる爲めに建てた教會又は禮拜堂は總て圓形を爲してゐたことに注意せねばならぬ。彼等は四十年以上この地方にをつたもので、後に至つてこの地域を Old Temple と稱したのである。

聖地武士達が Holborn の近傍に定住するに至りしは極めて當然のことで、これに付ては疑を容れぬところである。何となれば、その當時に於てはこの地方はロンドンの西部に在る唯一の道であつたからである。然るに十二世紀の末葉に於ては各種の事情が變更した。即ち、機械工業の發達、Ludgate の開通、

フリート小流上に橋梁の架設、従つて之に依り現今のフリート・スリートのところに新道が開設せられたること等がそれである。こゝに於て、既に Holborn には人家が稠密し更に他の土地を必要としてをつた聖地武士達は、前示新道の南側にしてテムズ川に傾斜してをる美しい草原地方を得、こゝに第二の圓形の教會を建てたのである。而して、彼等は又既に一言した Tickle's Field 地方をも得ること、なり、この地方を専ら槍試合の場所に使用し、而してその南西の一角は鍛冶場に之を充てたことも亦疑を容れぬとこれであつて、之が爲めにロンドンに對し一定の地代を支拂つたものであり、現今もなほシューイーは之を支拂ふものである。要するに、この地方は聖地武士の武器が製造せられたところであると云ふことが出来る。

聖地武士が Old Temple 地方を去つて新しい地方に移住するやうになつた年代は正確に知られてゐないのであるが、大體に於て一一六二年頃であらう。最初彼等は彼等自身の教會を持たなかつたので、St. Clement Danes 寺院に於てその祈禱禮拜等を行つてをつた。さうして、之に對しヘンリー二世は或種の權利を彼等の爲めに認めたのであつたが、彼等は一方に於て現在の所謂 Temple Church の圓形部分の建設を急いでをつたのである。而して、之は一一八五年二月十日ヘンリー二世及びその妃並に廷臣の面前に於て、ジェルサレムの復活聖堂 (Church of Holy Resurrection) の僧正 Heraclius に依つて成聖式が行はれた。この建築は純粹のノーマンである。而して、現在に於ても之が傳はつてをることが、確か

にロンドンの一つの誇と云はねばならぬ。かくの如く、純ノーマン式の教會はこの外になほ二つある。その一つはロンドン塔の Chapel of St. John であり、その二はスミスフィールドの St. Bartholomew the Great である。この二つのものは何れも地上に在つて純ノーマンの面影を吾々に傳へるものであるけれども、この外になほ二三の禮拜堂(Chapels)は地下に於て純ノーマン建築を吾々に物語るものがある。

一二二〇年には St. Ann's Chapel が出來た。而して、その地下禮拜堂は今なほ之を見ることが得る。

聖地武士はなほ宏麗なる石造の教會食堂も建てた。之が現在インナーテンプル・ホールが在るところである。聖地武士達は主として貴族とのみ交際をしたのであつた。ジョン王の如きは彼等と一週間もその生活を共にした程であつた。かくの如くであるから、彼等は他の者は總て之を蔑視すると云ふ有様であつたので、遂に彼等の驕傲尊大の態度はその破滅を來す原因となつたのである。十四世紀の初葉に於て彼等は重大なる訴追を受けるに至つた。しかし、その訴追の大部は正當なる根據を有せざるものであつたらしい。彼等が訴追せらるゝに至つた主なる原因は、彼等がパレスティンから傳來したと云はれてゐる、奇怪にして不敬虔なる儀式を祕密裏に行つたと云ふことであつた。そこで、之に對する審理が一三二二年 St. Dunstan 寺院に於て開かれたのであるが、彼等は遂に罪狀明白なりとの判決を受けるに至つたのである。之は恐らく彼等のうちに峻烈なる訊問と拷問とに堪へかねた者が、その身に覚えなき犯罪を自白したのに歸因するものであらうと思はるゝのである。かくして、彼等は異端罪(Heresies)に問はれた

ものと考へられる。こゝに於て聖地武士はその全財産を沒收せられ一三一三年衰れにもイギリスから追放せらるゝの身と爲つたのである。

聖地武士がかく追放せらるゝことゝなつた原因には種々ある。その第一は彼等が富裕であつたと云ふことである。第二は彼等は聖地武士としての誓をたてながら事實上何等その誓に基く實行々爲に出でなかつたことである。第三には彼等はホスピタル武士團員の嫉妬の的となつたことである。而して第四にはローマ法王の彼等に對する態度が變つたことである。之が爲めに彼等はその運命を封せられたるの感がある。かくして、聖地武士達はその沒落の悲運を辿ることゝなつた譯であるが、イギリス國王はかゝる境遇に在る聖地武士達の財産に對しては何等之を奪取するの舉に出でなかつた。ところが、ローマ法王は聖地武士の財産は神聖なるものであると云ふ理由の下に之に干涉し、一三一二年クレメント五世によるウイエンナ會議の命令に依つてイギリスに於ける彼等の財産をその對抗者たるホスピタル武士團員に與へたので、ホスピタル武士團員はヘンリー八世の時に至つてかゝる宗教上の階級が解消せしめらるるまで、之を保有してゐたのである。而して、是等の財産のうちには後に至つてインナー・テンプル及びミッドル・テンプルとして知らるゝやうになつたものも包含せられてゐた次第である。

かくして、ホスピタル武士團員は聖地武士の財産を得ることになつたのであるが、聖地武士がフリート・ストリート邊に建てた宏麗なる建物はホスピタル武士團員にとつては何れかと云ふと却つて厄介な

貫ひ物と云ふやうな感を與へたのである。ホスピタル武士團員は寧ろ前にも述べた *Olerkenwell* 地方に定住してをる方を好んで居たのである。そのみならず、*Templars' Hall* を取得するに付てはエドワード二世との間に葛藤があつた。最初之は *Pembroke* 伯 *Aymer de Valence* の有に歸したのである。或者は國王が之を與へたと主張するけれども實際は眞實でないらしい。兎に角ペンブローク伯は之を有してゐたにせよその期間は極めて短いものであつたと云はねばならぬ。何となれば、エドワード二世は之を程なくその伯父に當る *Lancaster* 伯 *Thomas* (普通に *Saint Thomas* と呼ばれる) に與へたからである。而してこのトーマスは一三二二年 *Pontefract* に於て死刑に處せられた。彼の死に因つてそれは *Field's Field* と共に國王に復歸するものと思はれたのであるが、一三二四年ローマ法王の命令に依つて聖地武士の財産はホスピタル武士團員に引渡さるべきものとした。蓋し、その命令にも云へるが如く、かゝる財産をして神聖ならざる用途に供せしめることなきを考慮したからであつた。それより二三十年後かゝる財産が神聖ならざる用途に供せらるることなきを確保するために、ホスピタル武士團員は是等財産を法律家の手に渡したのであつた。こゝに於て、吾々はその法律家とは如何なる者であるかを考察しなければならぬ。(未完)